

資料編

第1 条例・規則

1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

制 定 平成4年 9月25日条例第31号
最近改正 平成30年 3月27日条例第32号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 市民の参加及び協力（第7条—第13条）
- 第3章 減量化及び資源化の推進（第14条—第22条）
- 第4章 廃棄物の適正処理（第23条—第38条）
- 第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続及び管理
- 第1節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第38条の2—第38条の6）
- 第2節 技術管理者の資格（第38条の7）
- 第5章 一般廃棄物処理計画（第39条・第40条）
- 第6章 地域の清潔の保持等（第41条—第43条）
- 第7章 手数料等（第44条—第47条の4）
- 第8章 雜則（第48条—第50条）
- 第9章 罰則（第51条—第53条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることから、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下

「法」という。）の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
 - (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
 - (3) 資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。
 - (4) 資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。
 - (5) 資源集団回収登録団体 規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。（平24条例31・一部改正）

(横浜市の責務)

- 3 横浜市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。
- 2 横浜市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 横浜市は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 4 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 5 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。
- 2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地

域の清潔の保持に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第 6 条 横浜市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第 2 章 市民の参加及び協力

(市民の参加及び協力)

第 7 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(啓発活動)

第 8 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の意識の啓発を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の活動への援助)

第 9 条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行わなければならぬ。

(横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会)

第 10 条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第 11 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。
2 委員は、学識経験のある者、横浜市の住民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平 16 条例 74・一部改正)

(委員の任期等)

第 12 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。
3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境事業推進委員)

第 13 条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、環境事業推進委員を委嘱することができる。

2 環境事業推進委員は、減量化、資源化、一般廃棄物

の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する横浜市の施策への協力その他の活動を行う。

第 3 章 減量化及び資源化の推進

(横浜市の減量化及び資源化)

第 14 条 横浜市は、その業務の遂行に当たっては、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第 15 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平 12 条例 81・一部改正)

(再生利用等促進物)

第 16 条 市長は、再生利用等を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用等促進物として指定することができる。

2 再生利用等促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再生利用等促進物の回収を行うこと等により、その再生利用等の促進に努めなければならない。
3 市長は、再生利用等促進物の再生利用等が促進されるよう、事業者及び市民と協力して、再生利用等促進物の周知、その再生利用等の啓発等に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第 17 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 市長は、事業者が物の販売等を行う場合の適正な包装の指針(以下「適正包装指針」という。)を策定し、これを告示するものとする。
3 事業者は、物の販売等に当たっては、適正包装指針に従うよう努めなければならない。
4 市長は、適正な包装の推進を図るため、第 2 項に規定する適正包装指針を策定するほか、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発並びに適正な包装の実施に努めている事業者の周知を図ること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

- 第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(計画書の提出)

- 第19条 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生した事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化等計画書」という。)を毎年1回、市長に提出しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、減量化・資源化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

- 第20条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告及び公表)

- 第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第18条第1項、第19条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

- 第22条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第2項の規定による公表の後においても、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4章 廃棄物の適正処理

(土地占有者等の自己処分の原則)

- 第23条 土地又は建築物の占有者及び使用者(事業者を除き、占有者及び使用者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障の

ない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(平19条例53・一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

- 第24条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

- 第25条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬(横浜市の処理施設における排出を除く。)又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならぬ。

(平10条例53・平19条例53・一部改正)

(家庭から排出される廃棄物の排出)

- 第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例53・追加)

(事業系廃棄物の排出)

- 第25条の3 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

(平19条例53・追加)

(改善勧告等及び命令)

- 第25条の3の2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずして家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずして家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(平19条例53・追加)

- 第25条の3の3 市長は、事業者が第25条の3の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定により公表された者が、第1項

の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平19条例53・追加)

(受入拒否)

第25条の3の4 市長は、前条第3項の規定により命令を受けた者が、第25条の3の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横浜市の処理施設に排出したときは、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物（その者が排出する事業系廃棄物に限る。）の受入れを拒否することができる。

(平19条例53・追加)

(廃棄物の持去りの禁止等)

第25条の4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。

2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

(平24条例31・全改)

(横浜市が処理する事業系廃棄物)

第26条 横浜市は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの（以下「事業系一般廃棄物」という。）について、一般廃棄物処理計画に基づき、その処分を行うほか、次に掲げるものに限り、収集及び運搬を行うものとする。

(1) 住居に併置する事業所で規則で定めるものにおいて排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(2) 規則で定める福祉関係事業所において排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(3) 仮設便所から排出されるし尿（事業系一般廃棄物に限る。）

(4) 緊急かつやむを得ない事情があると市長が認めた事業系一般廃棄物

2 法第11条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上横浜市が処分する必要があると認められるものと

する。

3 前項の規定により横浜市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平12条例81・平16条例74・平30条例32・一部改正)

(事業者の届出等)

第27条 前条第1項第1号及び第2号の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、一の建築物内で事業を営む事業者のうち2以上の事業者が届け出るときは、それらの事業者に代わり、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者が届け出ができる。

2 前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により届出をした者は、当該事業系一般廃棄物を、市長が定める方法により排出しなければならない。

(平12条例81・全改、平30条例32・一部改正)

(製品等の適正処理の確保)

第28条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対しその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第29条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第30条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定に基づき横浜市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性のあるもの

(4) 容積又は重量の著しく大きいもの

(5) 前各号に定めるもののほか、横浜市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄

物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

第 31 条 事業用の建築物を所有する者又は建設しようとする者(以下「建築物所有者等」という。)は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物建設者」という。)は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置)

第 32 条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第 33 条 市長は、建築物所有者等若しくは事業用大規模建築物建設者が第 31 条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者に対し、保管場所の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第 34 条 市長は、建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定による公表の後においても、同条第 1 項の規定による勧告に従わなかつたときは、当該建築物又は事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(開発事業に関する事前協議)

第 35 条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、その開発事業を行う区域から当該開発事業の完了後に生じる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と

協議しなければならない。

(廃棄物搬入の届出)

第 36 条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物又は第 26 条第 2 項に規定する横浜市が処理する産業廃棄物を横浜市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその種類、数量その他の市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物管理票)

第 37 条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

2 受託一廃運搬業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、受託一廃運搬業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託一廃運搬業者に回付しなければならない。

4 前項の場合において、受託一廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければならない。

5 市長は、受託一廃運搬業者が事業系一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された事業系一般廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物管理票)

第 38 条 規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物収集運搬業者(以下「受託産廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

2 受託産廃運搬業者は、運搬を委託された産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた産業廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、受託産廃運搬業者が委託された産業廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、産業廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託産廃運搬業者に回付しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた産業廃棄物管理票を送付しなければならない。
- 5 市長は、受託産廃運搬業者が産業廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された産業廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるとときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続及び管理

(平10条例53・追加、平24条例102・改称)

第1節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続

(平24条例102・節名追加)

(対象施設の種類)

第38条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例53・追加、平23条例26・一部改正)

(縦覧等の公告)

第38条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を公告するものとする。

(平10条例53・追加)

(縦覧の場所及び期間)

第38条の4 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の公告において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の公告の日から起算して1月間とする。

(平10条例53・追加)

(意見書の提出先及び提出期限)

第38条の5 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第38条の3の公告において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了日の翌日から起算し

て2週間を経過する日までとする。

(平10条例53・追加)

(環境影響評価との関係)

第38条の6 対象施設の設置又は変更(法第9条の3第8項の規定による届出を要する場合に限る。)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価の手続において、同法第27条の規定による評価書の公告があったとき。
- (2) 横浜市環境影響評価条例(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく環境影響評価の手続において、同条例第33条の規定による評価書の公告があったとき(同条例附則第3項の規定により、同条例第32条に規定する評価書とみなされた書類の公告があったときを含む。)。

(平10条例53・追加、平22条例46・平23条例26・一部改正)

第2節 技術管理者の資格

(平24条例102・追加)

第38条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例102・追加)

第5章 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第39条 横浜市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平19条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第40条 市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聽かなければならない。
2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。
3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

第6章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第41条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられないことのない環境づくりに努めなければならない。
3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(土地の管理)

第42条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。
2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合で、当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地所有者等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(あき缶等の散乱防止)

第43条 市長は、あき缶等の散乱を防止するため、市民に対して意識の啓発を図るとともに、市長が指定する区域内において市長が指定する製品、容器等の回収を促進するよう必要な措置を講ずることができる。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第44条 横浜市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分する場合は、別表第1に定める額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内において規則で定める額を加算することができる。

(平5条例57・平8条例18・平12条例45・平12条例81・一部改正)

(手数料の減免等)

第45条 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、前条第1項又は第3項に定める手数料を減免することができる。

2 前条第1項又は第3項の規定により徴収した手数料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
3 前条及び前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平8条例18・平12条例81・一部改正)

(産業廃棄物処分費用)

第46条 法第13条第2項の規定に基づき横浜市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用(以下「処分費用」という。)の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、処分費用の徴収については、第44条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定を準用する。

(平8条例18・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料

1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料

1件につき 10,000円

(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料

1件につき 10,000円

(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料

1件につき 10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料

1件につき 5,000円

(6) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料

1件につき 5,000円

(平15条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円

イ その他的一般廃棄物処理施設に係るもの

1件につき 110,000円

(2) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円

イ その他的一般廃棄物処理施設に係るもの

1件につき 100,000円

(3) 一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付

申請手数料 1件につき 5,000円

(4) 一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請

手数料 1件につき 73,000円

(5) 一般廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数料 1件につき 73,000円

(平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・一部改正)

第47条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料 1件につき 147,000円

(2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料 1件につき 134,000円

(平30条例32・追加)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条の4 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第14条第2項若しくは第7項、法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料

1件につき 81,000円

(2) 産業廃棄物処分業許可申請手数料

1件につき 100,000円

(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料

1件につき 81,000円

(4) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料

1件につき 100,000円

(5) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料

1件につき 73,000円

(6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料

1件につき 94,000円

(7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 74,000円

(8) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料

1件につき 95,000円

(9) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料

1件につき 71,000 円
(10)産業廃棄物処分業変更許可申請手数料
1件につき 92,000 円
(11)特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1件につき 72,000 円
(12)特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料
1件につき 95,000 円
(13)産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000 円
(14)産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000 円
(15)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000 円

(16)特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000 円
(平12条例45・追加、平15条例53・一部改正、平30条例32・旧第47条の3繰下)

(産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の5 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第15条の3の3第1項の規定により産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの
1件につき 120,000 円
(2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの
1件につき 110,000 円
(3) 産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000 円

(4) 热回収施設認定申請手数料 1件につき 33,000 円
(5) 热回収施設認定更新申請手数料 1件につき 20,000 円
(6) 産業廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請手数料 1件につき 73,000 円
(7) 産業廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数料 1件につき 73,000 円
(平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・平15条例53・平23条例26・一部改正、平30条例32・旧第47条の4繰下)

第8章 雜則

(報告の徴収等)

第48条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、質問をし、報告を求め、又は指示をすることができる。

(平24条例31・一部改正)

(立入調査)

第49条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平24条例31・一部改正)

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(平24条例31・章名追加)

第51条 第25条の4第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平24条例31・追加)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平24条例31・追加)

第53条 詐欺その他不正の行為により、手数料及び処分費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5

倍に相当する金額以下の過料に処する。

- 2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下の過料に処する。
- 3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(平19条例53・一部改正、平24条例31・旧第51条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を横浜市に依頼している事業者に関する第27条第1項の規定の適用については、第27条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3箇月以内に」とする。

- 3 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年9月条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第27条第2項の改正規定は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」

という。)の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第1の家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成10年12月条例第53号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第60号により同年6月12日から施行)

附 則(平成12年3月条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月条例第81号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則(平成13年3月条例第24号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月条例第53号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月条例第13号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月条例第74号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただ

し、第 11 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市にし尿の収集・運搬及び処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月条例第 56 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の次に 5 条を加える改正規定（第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 に係る部分を除く。）及び第 51 条に 2 項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成 20 年 2 月規則第 6 号により同年 5 月 1 日から施行）

附 則(平成 22 年 12 月条例第 46 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月条例第 26 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 31 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 25 年 1 月規則第 1 号により同年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定、第 51 条の見出しの改正規定並びに同条を第 53 条とし、第 50 条の次に章名及び 2 条を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行）

附 則(平成 24 年 12 月条例第 102 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月条例第 32 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 44 条第 1 項)

（平 5 条例 57・平 8 条例 18・平 12 条例 81・平 16 条例 74・平 17 条例 56・平 30 条例 32・一部改正）

種別	取扱区分	手数料の額
動物の死体		1 個につき 6,500 円
し尿	第 26 条第 1 項第 3 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器 1 基につき 3,000 円
	(1) 第 26 条第 1 項第 4 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額
	(2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき 26 円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第 44 条第 3 項の規定に基づき規則で定める額を加算する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1 キログラムにつき 13 円
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。	1 立方メートルにつき 3,250 円

備考 動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満のとき、又はその数量に 1 キログラム若しくは 1 立方メートル未満の端数があるときは、その数量を 1 キログラム又は 1 立方メートルとして計算する。

別表第2(第46条第1項)

(平10条例53・平12条例81・一部改正)

取扱区分	費用の額
(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1キログラムにつき 13円
(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1立方メートルにつき 3,250円
(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1キログラムにつき 13円
(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 15円50銭

備考 産業廃棄物の処分に要する費用の額を算出す

る基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

制 定 平成 5年2月25日 規則第5号
最近改正 平成30年3月27日 規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(登録の申請)

第2条の2 条例第2条第2項第5号の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとするものは、資源集団回収団体登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、資源回収場所等申出書(第2号様式)を添付しなければならない。

(平25規則2・追加)

(登録票の交付)

第2条の3 市長は、前条第1項の規定による申請書(同条第2項の規定により申出書が添付されたものに限る。)を受理した場合において、資源集団回収登録団体としての登録を行ったときは、登録票を申請者に交付するものとする。

(平25規則2・追加)

(登録事項の変更の届出等)

第2条の4 資源集団回収登録団体は、第2条の2第1項の規定による申請書の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含む。)に変更があったときは、資源集団回収団体登録事項変更届出書(第3号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 資源集団回収登録団体は、第2条の2第2項の規定による申出書の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含む。)又は資源集団回収を実施するために指定した場所を変更したときは、資源回収場所等変更届出書(第4号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

3 資源集団回収登録団体は、登録の取消しを受けようとするときは、資源集団回収団体登録取消届出書(第5号様式)に前条の規定による登録票を添付して市長に提出しなければならない。

(平25規則2・追加)

(環境事業推進委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(指導員)

第4条 土地又は建築物の占有者(占有者がいる場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者に対し、廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等について、主として啓発指導の職務を行わせるため、資源循環局に指導員を置く。

2 指導員は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 指導員は、第1項の職務を行う場合は、その身分を示す証明書(第6号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平17規則54・平25規則2・一部改正)

第5条 削除

(平7規則34)

(事業用の大規模建築物)

第6条 条例第18条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの

(3) 前2号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物

(平12規則111・一部改正)

(減量化・資源化等計画書)

第7条 条例第19条第1項に規定する減量化・資源化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積

(2) 廃棄物及び再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所

(3) 廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称

(4) 前年度の処理実績及び当該年度の処理計画

(5) その他市長が必要と認める事項

2 事業用大規模建築物の所有者は、毎年5月31日までに減量化・資源化等計画書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第8条 条例第20条の規定に基づき選任する廃棄物管理責任者は、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者とする。

2 条例第20条の規定により廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、選任又は変更のあった日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物管理責任者選任(変更)届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の名称及び所在地

(2) 選任又は変更前及び変更後の廃棄物管理責任者の職名及び氏名

(平17規則54・一部改正)

(禁止命令)

第8条の2 市長は、条例第25条の4第3項の規定により禁止命令を行うときは、禁止命令書(第7号様式)により行うものとする。

(平25規則2・追加)

(横浜市が収集及び運搬を行う事業系一般廃棄物排出事業所の要件)

第9条 条例第26条第1項第1号に規定する住居に併置する事業所で規則で定めるものは次のとおりとし、規則で定める排出量は7日間を平均して常時1日当たり(以下この条及び第12条において「1日平均」という。)3キログラム(事業系一般廃棄物を含む一般廃棄物の排出量が1日平均5キログラム以下であるときは、5キログラム)とする。

(1) 事業主のみの事業所で、当該事業主が当該住居に居住しているもの

(2) 事業主及び従業員の全部又は一部が当該住居に居住している事業所

(3) 従業員が主として事業主の親族により構成される事業所で、当該事業主又は当該事業主の親族である従業員のいずれかが当該住居に居住しているもの

2 条例第26条第1項第2号に規定する福祉関係事業所は次のとおりとし、規則で定める排出量は1日平均5キログラムとする。

(1) 横浜市が運営費等の補助金を交付している障害者地域作業所、障害者地域活動ホーム又は中途障害者地域活動センター

(2) 横浜市が運営費等の助成金を交付し、横浜保育室として認定している事業所

(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が同項に規定する特定地域型保育を行う場所

(平13規則54・追加、平17規則54・旧第9条の2繰上・一部改正、平24規則84・平27規則29・一部改正)

(事業者の届出等)

第10条 条例第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、条例第26条第1項第1号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書を、同項第2号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書を、同項第3号に定める一般廃棄物を排出する場合にあっては事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書を、それぞれ次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書

ア 住居及び事業所の状況

イ 事業主及び従業員の居住の状況

ウ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類

(2) 事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書

ア 福祉事業所の種類

イ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類

(3) 事業系一般廃棄物(管路収集)処理届出書

ア 建築物の名称、所在地及び用途

イ 建築物又は事業所の規模

ウ 廃棄物及び資源となるものの種類

(平8規則101・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(一般廃棄物の新規処理の届出)

第11条 占有者等は、一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬又は処分を新たに受けようとする場合又は動物の死体を自ら処分することが困難な場合は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(多量的一般廃棄物の運搬の指示)

第12条 市長は、1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等又は事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(平17規則54・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第13条 条例第31条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。

(2) 廃棄物を十分に収納することができる広さであること。

(3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。

(5)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(6)保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。

(平12規則111・一部改正)

(廃棄物保管場所等の設置の届出)

第14条 条例第31条第2項及び第32条第2項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄物保管場所設置届出書を市長に提出しなければならない。

(1)建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積

(2)建築物の所有者

(3)廃棄物の保管場所及び保管設備

(4)再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所

(平17規則54・全改)

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置基準)

第15条 条例第32条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)再生利用等の対象となる廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。

(2)再生利用等の対象となる廃棄物を十分に収納することができる広さであること。

(3)再生利用等の対象となる廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4)給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。

(5)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(6)保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。

(7)再生利用等の対象となる廃棄物の再生利用等が不可能とならないような構造とすること。

(平12規則111・一部改正)

第16条 削除

(平17規則54)

(開発事業)

第17条 条例第35条の規則で定める開発事業は、次の各号のうち開発面積が1ヘクタール以上のものとする。

(1)都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項の開発行為

(2)土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業

(廃棄物搬入の届出)

第18条 条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物及び

条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等搬入届出書(第12号様式)により搬入しようとする日の10日前から6日前までの間に、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物搬入届出書(第13号様式)により搬入しようとする日の3日前までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物を横浜市の処理施設に継続して搬入すると市長が認める者の条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあっては一般廃棄物等継続搬入届出書(第14号様式)により、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあっては産業廃棄物継続搬入届出書(第15号様式)により市長が定める日までに行わなければならない。

(平6規則99・平7規則34・一部改正)

(事業系一般廃棄物管理票)

第19条 条例第37条第1項の規則で定める事業者は、常時1日平均100キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物を所有する者とする。

2 条例第37条第1項に規定する事業系一般廃棄物管理票には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)排出事業者の住所及び名称

(2)排出場所の住所及び名称

(3)事業系一般廃棄物管理票の交付年月日

(4)事業系一般廃棄物管理票を作成した者の氏名

(5)廃棄物の種類及び量

(6)処理業者の名称

(7)その他市長が必要と認める事項

3 条例第37条第3項の規定により、市長が記載する事項は、次のとおりとする。

(1)事業系一般廃棄物を受け入れた処理施設の名称

(2)事業系一般廃棄物を受け入れた年月日

(平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物管理票)

第20条 条例第38条第1項の規則で定める事業者は、横浜市において産業廃棄物を排出する事業者その他特に市長が適当と認める事業者とする。

2 条例第38条第1項の産業廃棄物管理票の様式は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)様式第2号の15を適用する。

3 条例第38条第3項の規定により、市長が記載する事項は、次のとおりとする。

(1)産業廃棄物を受け入れた処理施設の名称

(2) 産業廃棄物を受け入れた年月日

(平17規則54・平23規則26・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第21条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可／許可更新／変更許可／申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第22条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)で、法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可／許可更新／変更許可／申請書を市長に提出しなければならない。

(平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)

第23条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項のうち、車両、船舶その他の運搬施設の種類及び数量を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した許可申請事項変更申出書を市長に提出して、承認を受けなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別並びに前項に掲げるものを除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、その旨を記載した許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(許可基準)

第24条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 申請者が横浜市内に住所を有する者(法人にあっては、横浜市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。

(2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。

(3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂

行することができる能力を有する者であること。

2 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

3 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条の4第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条の5に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

(平13規則54・平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

第25条 市長は、第21条又は第22条の規定による申請書を受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第23条第1項の規定により承認したときは、変更承認書を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第23条第2項の規定により受理した許可申請事項変更届出書が／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を交付するものとする。

4 ／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

第26条 市長は、法第14条の2第3項の規定により受理した産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の10第2項に定める産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書をいう。)又は法第14条の5第3項の規定により受理した特別管理産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の23第2項に定める特別管理産業廃棄物処理業／廃

止／変更／届出書をいう。)がそれぞれ該当する許可証の記載事項に係るものであるときは、それぞれ該当する新たな許可証(省令第10条の2、第10条の6、第10条の14及び第10条の18に定める許可証をいう。次項及び次条第1項において同じ。)を交付するものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平12規則142・平17規則54・一部改正)

(処理業の許可証の再交付)

第27条 一般廃棄物収集運搬業等、産業廃棄物収集運搬業等又は特別管理産業廃棄物収集運搬業等(以下「処理業」という。)の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証及び許可証(以下「処理業の許可証」という。)を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、処理業の許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により処理業の許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

第28条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を記載した事業廃止届出書を市長に提出しなければならない。

2 処理業者は、その事業を休止したときは、休止した日から10日以内に、その旨を記載した事業休止届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(処理業の許可の取消し等)

第29条 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。
(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
(3) 第24条に規定する基準に該当しなくなったとき。
(4) 正当な理由がないのに1箇月以上事業の全部又は一部を休止したとき(産業廃棄物収集運搬業等及び特別管理産業廃棄物収集運搬業等を除く。)。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、処理業の許可取消通知書(第26号様式)又は事業停止命令書(第27号様式)により行うものとする。

(処理業の許可証の返還)

第30条 処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 処理業を廃止したとき。

2 処理業者は、事業の全部を休止した場合又は前条第1項の規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合は、当該休止又は停止の期間、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第25条第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は同条第3項の規定による許可申請事項の変更に伴う許可証の交付を受けるときは、変更前の許可証を市長に返還しなければならない。

4 法第14条第1項又は第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)又は法第14条の4第1項又は第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)は、法第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項の規定による許可申請事項の変更に伴い、それぞれ該当する許可証の交付を受けるときは、変更前のそれぞれ該当する許可証を市長に返還しなければならない。

(平12規則142・平15規則105・一部改正)

(実績報告書の提出)

第31条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績を毎月20日までに、書面をもって、市長に報告しなければならない。

2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前項の規定により4月分及び10月分の報告を行う場合においては、同項に規定する事業実績総括報告書を提出するとともに、当該月分のすべての排出事業所ごとの実績を、書面をもって、市長に報告しなければならない。

3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第1項の規定により報告を行う場合において排出事業所に異動があるときは、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績を前項に規定する事業実績報告書により市長に報告しなければならない。この場合において、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績について、同項の規定による報告を行ったときは、この項の規定による報告を要しないものとする。

(平13規則54・平17規則54・一部改正)

(再生利用個別指定業)

第32条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定により指定を受けた者(以下「指定業者」という。)で、その事業範囲を変更しようとするものは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項に規定する申請書を受理した場合において、再生利用個別指定業の指定又は事業範囲の変更の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第31号様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 指定業者は、第1項及び第2項の申請書に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第32号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により受理した再生利用個別指定業申請事項変更届出書が再生利用個別指定業指定証の記載事項に係るものであるときは、新たな再生利用個別指定業指定証を届出者に交付するものとする。
- 6 指定業者は、再生利用個別指定業指定証を失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(第33号様式)を市長に提出して、再生利用個別指定業指定証の再交付を受けなければならない。
- 7 指定業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から10日以内に、再生利用個別指定業廃止(変更)届出書(第34号様式)を市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、指定業者が省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号に該当しなくなったときは、再生利用個別指定業指定取消通知書(第35号様式)により、指定を取り消すことができる。
- 9 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、再生利用個別指定業指定証を市長に返還しなければならない。
- (1) 指定を取り消されたとき。
 - (2) 指定業を廃止したとき。
 - (3) 第2項の規定による事業範囲の変更の指定又は第4項の規定による指定申請事項の変更に伴う指定証の交付を受けるとき。
- (平5規則102・一部改正)
- 第33条 削除
(平17規則54)
- (一般廃棄物処理施設の許可証の交付)**
- 第33条の2 市長は、一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2

第1項に規定する届出書の記載事項が、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

- 3 一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (平12規則142・追加、平17規則54・旧第33条の6繰上・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の許可証の交付)

第33条の3 市長は、省令第12条の10の2第1項に規定する届出書の記載事項が、産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(省令第12条の5に規定する許可証をいう。以下同じ。)の記載事項に係るものであるときは、新たな産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

- 2 産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平27規則29・追加)

(処理施設の使用前の検査申請書)

第34条 市長は、省令第4条の4第1項又は第12条の4第1項に規定する申請書により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設(以下第38条までにおいて「処理施設」という。)の使用前の検査の申請があつた場合において、法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合すると認めるときは、処理施設検査済通知書により申請者に通知するものとする。

(平12規則142・全改、平17規則54・一部改正)

(処理施設に係る許可証の再交付)

第35条 第27条の規定は、処理施設に係る許可証の再交付について準用する。

(処理施設の維持管理状況の報告)

第36条 処理施設の設置者又は管理者は、当該処理施設の維持管理状況を記録するとともに、次に掲げる期日までに、又は市長の請求があつたときはその都度、処理施設維持管理状況報告書(第38号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 処理施設が最終処分場である場合にあっては、前3箇月の状況をその月の末日
 - (2) 処理施設が焼却施設である場合にあっては、前6箇月の状況をその月の末日
 - (3) 前2号以外の一般廃棄物処理施設にあっては、前年の4月1日からその年の3月31日までの状況を毎年6月30日
- (平10規則53・一部改正)

(処理施設の許可の取消し等)

第37条 市長は、法第9条の2、第9条の2の2、第9条の3第10項、第15条の2の7又は第15条の3の規定により、

処理施設の許可を取り消し、改善を命じ、又は使用の停止を命ずるときは、処理施設の許可取消通知書(第39号様式)、処理施設の改善命令書(第40号様式)又は処理施設の使用停止命令書(第41号様式)により行うものとする。

(平6規則93・平10規則53・平15規則105・平23規則26・一部改正)

(処理施設の許可証の返還)

第38条 処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理施設設置(変更)許可証(第33条の2第1項に規定する一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証及び産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証をいう。)を市長に返還しなければならない。

(1) 許可を取り消されたとき。

(2) 処理施設の全部を廃止したとき。

(平12規則142・平17規則54・平27規則29・一部改正)

(産業廃棄物処理施設実績報告書の提出)

第38条の2 産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、前年の4月1日からその年の3月31日までの当該処理施設ごとの産業廃棄物の処理実績を毎年6月30日までに、産業廃棄物処理施設実績報告書(第41号様式の2)により市長に報告しなければならない。

(平13規則54・追加)

(届出台帳の調製等)

第39条 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書(第43号様式)により行うものとする。

(平10規則53・平12規則111・平13規則54・平17規則54・平23規則26・平30規則30・一部改正)

(排出事業者の届出等)

第40条 産業廃棄物を排出する事業者(工作物の新築、改築又は除去(以下「工作物の新築等」という。)を行う事業者にあっては、次に掲げる産業廃棄物を排出する事業者(以下「特定建設事業者」という。)に限る。)は、その事業を開始した日から14日以内(工作物の新築等にあっては、当該工作物の新築等に着手する日の7日前まで)に産業廃棄物排出事業所届出書(第44号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 特別管理産業廃棄物

(2) 石綿含有産業廃棄物(政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいい、石綿を含有する建設資材(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第1項に規定する建設資材をいう。)の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築等に伴って生じたものに限る。)

2 前項の規定により届出書を提出した事業者は、当該届出書に係る事業所を廃止し、又は当該届出書の記載事項に変更を生じたときは、その日から14日以内に産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書(第45号様式)を市長に提出しなければならない。

3 特定建設事業者は、その工作物の新築等に伴って生じた産業廃棄物のすべての処分が終了したことを確認した日から30日以内に産業廃棄物の排出の状況を産業廃棄物排出状況報告書(第46号様式)により市長に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進のために市長の請求があったときはその都度、産業廃棄物の排出の状況を同項の報告書により市長に報告しなければならない。

(平20規則22・全改)

(改善命令)

第41条 市長は、法第19条の3の規定により改善命令を行うときは、改善命令書(第47号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第42条 市長は、法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5又は第19条の6の規定により措置命令を行うときは、措置命令書(第48号様式)により行うものとする。

(平6規則93・平15規則105・一部改正)

(第43条 削除)

(平17規則54)

(一般廃棄物処理手数料等の徴収の基礎)

第44条 条例別表第1動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の項取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき」とは、1立方メートルの重さが250キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるときをいう。

2 条例別表第2取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの」とは、1立方メートルの重さが250キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるものをいう。

(平5規則102・平8規則101・平13規則54・平17規則54・一部改正)

(粗大ごみの処理手数料)

第44条の2 条例別表第1の規定により規則で定める家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合の手数料の額(条例第44条第3項の規定に基づき適正処理困難物について加算する額を含む。)は、別表第1のとおりとする。

(平8規則101・追加、平13規則54・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

第45条 条例第44条第3項の規定により同条第1項の一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)に加算する場合及び額は、別表第2のとおりとする。

2 条例第46条第2項において準用する条例第44条第3項の規定により条例第46条第1項の産業廃棄物処分費用(以下「処分費用」という。)に加算する場合及び額は、別表第3のとおりとする。

(平8規則101・平13規則54・一部改正)

(手数料等の徴収)

第46条 動物の死体に係る手数料は、その都度徴収する。

2 次の各号に掲げる動物の死体以外の一般廃棄物に係る手数料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

(1) 削除

(2) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)及び家庭から排出される粗大ごみ 収集し、運搬し、又は処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。ただし、仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)においては、市長が特に認めたものに限り、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)第30号様式の1の納入通知書により徴収することができる。

(3) 市長の指定する施設へ搬入される一般廃棄物 その都度徴収する。

(4) 市長が特に前各号に掲げる方法以外の方法により手数料を徴収することが適當と認める一般廃棄物 市長が適當と認める方法により徴収する。

3 処分費用は、その都度徴収する。ただし、市長が特に他の徴収区分によることが適當と認めるときは、その徴収区分により徴収する。

4 条例第47条に規定する一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等、条例第47条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等、条例第47条の3に規定する2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等、条例第47条の4に規定する産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等又は条例第47条の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等は、その都度徴収する。

5 手数料及び処分費用(その都度徴収するものを除く。)の納期限は、別表第4のとおりとする。

6 市長は、手数料及び処分費用を集金の方法により徴収したときは、領収書(第51号様式)を納人に交付しなければならない。

(平5規則102・平8規則101・平12規則10・平13規則54・

平15規則59・平17規則54・一部改正)

(手数料の減免)

第47条 条例第45条第1項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ市長にその旨を申請しなければならない。ただし、災害等の場合で、特に市長が認めることは、この限りでない。

(平8規則101・全改、平13規則54・平30規則30一部改正)

(身分証明書)

第48条 条例第49条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第52号様式)とする。

(委任)

第49条 この規則の施行について必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平16規則46・平17規則54・一部改正)

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年9月規則第102号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成5年11月規則第122号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年9月規則第93号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年10月規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市

廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 6 年 11 月規則第 109 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則、横浜市老人及び心身障害者の看護料の援助に関する条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、横浜市保健所条例施行規則及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 1 月規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則第 2 条の規定による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 3 月規則第 34 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 3 月規則第 40 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 10 月規則第 101 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運

搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新規則第 44 条の 2 及び別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成 10 年 6 月規則第 53 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 11 年 3 月規則第 18 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 12 年 3 月規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 12 年 5 月規則第 111 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 12 年 9 月規則第 142 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の

規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年1月規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第72条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年3月規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年10月規則第95号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年4月規則第59号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成15年4月規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年9月規則第88号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年11月規則第105号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月規則第19号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月規則第46号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている環境事業指導員の証明書は、この規則による改正後の横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により交付された指導員の証明書とみなす。

附 則(平成19年3月規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市物品規則、横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則及び横浜市収入証紙条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成19年10月規則第100号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、横浜市市税条例施行規則、横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市介護保険条例等施行規則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市営住宅条例施行規則、横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付

事務取扱規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月規則第 22 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から起算して 7 日を経過する日までの間にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 40 条第 1 項各号に掲げる産業廃棄物が生じる工作物の新築、改築又は除去の着手を予定している同項に規定する特定建設事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該工作物の新築等に着手する日の 7 日前まで」とあるのは、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則(平成 20 年 3 月横浜市規則第 24 号)の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬又は処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市に粗大ごみの収集、運搬又は処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 15 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成 23 年 3 月規則第 26 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月規則第 84 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年 6 月横浜市条例第 31 号)による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号。以下「新条例」という。)第 2 条第 2 項第 4 号に規定する資源集団回収に相当する資源物の収集又は運搬を行うものとして市長の登録を受けているものは、施行日から平成 25 年 4 月 30 日までの間においては、施行日にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)第 2 条の 2 第 1 項の規定による申請書を提出したものとみなす。
- 3 前項の規定により申請書を提出したものとみなされたものであって、新条例第 2 条第 2 項第 5 号の規定による登録を受けようとするものは、新規則第 2 条の 2 第 2 項の規定による申出書を平成 25 年 4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。
- 4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 1 号様式による指導員の証明書は、新規則第 6 号様式による指導員の証明書とみなす。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 29 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1(第44条の2)

(平8規則101・追加、平13規則54・旧別表第2線上・一部改正、平15規則88・平16規則19・平成21規則44・一部改正)

種目	品目	単価
電気・ガス・石油・ちゅう房器具	アンテナ	200円
	ウインドファン	1,000円
	映像・音響機器(単体のもの。アンプ・チューナー・プレーヤー・ビデオデッキ等。ただし、スピーカー及びテレビを除く。)	200円
	オーブンレンジ	500円
	ガス台	500円
	ガステーブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置(一体型)	1,500円
	こたつ(板とセットのものを含む。)	500円
	米びつ	200円
	照明器具	200円
	除湿機	500円
	食器洗い乾燥機	1,000円
	食器乾燥機	200円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル以上のもの)	1,500円
	ストーブ類(ヒーターを含む。)	200円
	スピーカー(2本まで)	500円
	扇風機	200円
	掃除機	200円
	調理台(流し台と一体となったものを含む。)	1,000円
	電子レンジ	500円
	電子レンジ台	500円
	流し台	1,000円
	プリンター	200円
	ファクシミリ	200円
	布団乾燥機	200円
	ふろがま	500円
	ポータブル発電機	1,000円
	マッサージ機	1,000円
	ミシン	500円
	湯沸器	500円

	レンジフードファン(換気扇を除く。)	500円
	ワードプロセッサー	200円
家具・寝具	アコーディオンカーテン	500円
	いす(応接用いすを除く。)	200円
	応接用いす・ソファ(一人用のもの)	500円
	応接用いす・ソファ(二人以上用のもの)	1,000円
	オーディオラック	500円
	カーペット類(ホットカーペットを含む。)	500円
	カラーBOX	200円
	鏡台	500円
	げた箱	500円
	サイドボード	1,500円
	書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	食器棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	スプリングマットレス	2,200円
	畳	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	机(両そで机)	1,500円
	机(両そで机を除く。)	1,000円
	テーブル(座卓を含む。)	1,000円
	テレビ台	500円
	戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドボード、書棚及び食器棚を除く。)	500円
	布団(マットレス2枚まで)	200円
	ブラインド	200円
	ベット(枠のみ)	1,000円
	ベットマットレス(スプリング無し)	1,000円
	ベビー・ベッド	500円
	ワゴン	200円
趣味用品	電子オルガン	1,500円
	オルガン(電子オルガンを除く。)	1,000円
	キーボード(楽器)	200円
	健康器具	500円

	ゴルフ用具	200円
	スキー用具・スノーボード	200円
その他	編み機	500円
	衣装箱	200円
	一輪車	200円
	家庭用焼却炉	1,000円
	子供用遊具(自転車を除く。)	200円
	三輪車	200円
	自転車	500円
	芝刈機	200円
	水槽	500円
	スーツケース	200円
	洗面化粧台	1,000円
	建具	200円
	仏壇	1,000円
	ペット小屋	500円
	ベビーカー	200円
	物置(最も長い辺が1メートル未満で、解体済みのもの)	1,000円
	物置(最も長い辺が1メートル以上で、解体済みのもの)	1,500円
	物干竿(2本まで)	200円
	物干台	1,000円
	浴槽	1,000円
	その他のもの(金属製品30センチメートル以上のもの、木製品など50センチメートル以上のものを目安とする。)	200円

別表第4(第46条第2項、第5項)

(平5規則102・平5規則122・一部改正、平8規則101・旧別表第3繰下、平13規則54・旧別表第5繰上、平30規則30・一部改正)

区分	納期限
1箇月分を徴収する場合	処理に係る月の翌月末日

別表第2(第45条第1項)

(平8規則101・追加、平13規則54・旧別表第3繰上、平17

規則54・平22規則15・一部改正)

種別	加算基準	加算額
動物の死体以外の一般廃棄物	処理が通常の方法により難い場合	5割相当額

別表第3(第45条第2項)

(平8規則101・旧別表第2繰下、平13規則54・旧別表第4

繰上)

加算基準	加算額
処分が通常の方法により難い場合	5割相当額

3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例

制 定 平成 3年 9月 25日条例第31号
最近改正 平成 16年 12月 24日条例第75号

目 次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 通報及び調査(第8条—第11条)
- 第3章 効告及び措置命令(第12条—第14条)
- 第4章 廃物認定(第15条)
- 第5章 放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(第16条—第19条)
- 第6章 処分等(第20条—第23条)
- 第7章 雜則(第24条・第25条)
- 第8章 罰則(第26条—第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車及び沈船等により生ずる障害を除去することにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 船舶 海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第2条第2項第1号に規定する船舶をいう。ただし、第7条、次章、第3章及び第7章においては、船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失ったものをいう。
- (3) 放置 自動車又は船舶が正当な権原に基づき置くことを認められた土地又は水面以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (4) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (5) 沈船等 船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (6) 事業者等 自動車又は船舶の製造、輸入又は販売

を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。

- (7) 所有者等 自動車又は船舶の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車又は船舶を放置した者又は放置させた者をいう。
- (8) 廃物 放置自動車又は沈船等で、自動車又は船舶として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。
- (9) 処分等 廃物を撤去し、及び最終処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

(横浜市の責務)

第3条 横浜市は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合的な施策(以下「総合施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、自動車又は船舶が放置自動車又は沈船等とならないよう回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民(市の区域内において自動車又は船舶を所有し、又は使用する者を含む。次条において同じ。)は、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(総合施策)

第6条 総合施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画
- (2) 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画
- (3) 事業者等及び市民の協力に関する計画

2 総合施策は、告示するものとする。

(放置の禁止)

第7条 何人も、故なく自動車及び船舶を放置し、若しくは放置させ、又はこれらを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

第2章 通報及び調査

(通報)

- 第8条 放置されている自動車又は船舶を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する

等適切な措置を講ずるものとする。

(調査の依頼)

第9条 土地を所有し、占有し、若しくは管理し、又は水面を管理し、若しくは占用する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地又は水面に自動車又は船舶が放置されていると認めるときは、市長に調査を依頼することができる。

(調査)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車又は船舶の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前条の規定による依頼を受けたときは、前項に規定する調査をさせるものとする。ただし、当該自動車又は船舶が放置されたものに当たらないと認めるときは、この限りでない。

(立入調査)

第11条 市長は、前条の規定による調査を実施するため必要がある場合には、当該職員に、自動車又は船舶が放置されている土地又は水面に立ち入り、当該自動車又は船舶の調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 勧告及び措置命令

(所有者等への勧告)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による調査の結果、放置されている自動車又は船舶の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その自動車又は船舶を撤去するよう勧告することができる。

(土地所有者等への勧告)

第13条 市長は、土地又は水面に自動車又は船舶が放置されている場合において、当該土地所有者等が自動車又は船舶の放置を防止する措置を容易に講ずることができるものにかかわらず、その措置を講じていないと認めるときは、その土地所有者等に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第14条 市長は、放置自動車又は沈船等の所有者等に対し、当該放置自動車又は沈船等を撤去するよう命ずることができる。

(平7条例16・一部改正)

第4章 廃物認定

(廃物認定)

第15条 市長は、第10条第1項の規定による調査を行ったにもかかわらず所有者等を確認できなかったときは、当該放置自動車又は沈船等を、次条に規定する委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。ただし、本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであるものとして規則で定める基準に該当する放置自動車については、当該委員会の判定を経ずに廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(平16条例75・一部改正)

第5章 放置自動車及び沈船等廃物判定委員会

(放置自動車及び沈船等廃物判定委員会)

第16条 放置自動車及び沈船等の廃物認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審査し、及び判定するため、横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 自動車又は船舶について専門的知識を有する者
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 横浜市職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(専門委員等)

第19条 委員会に、専門の事項を調査し、及び審査させるため必要があるときは、専門委員及び部会を置くことができる。

第6章 処分等

(処分等)

第20条 市長は、放置自動車又は沈船等を廃物として認定したときは、処分等を行うことができる。

(事業者等への協力要請)

第21条 市長は、事業者等に対し、廃物の撤去等の実施及び処分等に関するその他の協力を要請することができる。

(事業者等の報告)

第22条 前条の要請に応じた事業者等は、その実施内容について、市長に報告しなければならない。

(費用の徴収)

第23条 市長は、廃物の処分等を行った後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、その処分等に要した費用を請求することができる。

第7章 雜則

(関係法規の活用)

第24条 市長は、自動車及び船舶の放置の防止並びに放置自動車及び沈船等の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第26条 第14条の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平7条例16・一部改正)

第27条 第11条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成3年10月1日から施行する。ただし、第8章の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月条例第16号)

この条例は、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成7年7月1日)

附 則(平成7年6月条例第26号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適な処理に関する条例施行規則

制 定 平成 3年 9月 25日規則第 76号
最近改正 平成 28年 3月 31日規則第 48号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第3号に規定する相当の期間は、自動車にあっては10日間、船舶にあっては1箇月間とする。
ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(土地所有者等の調査の依頼)

第4条 条例第9条の規定により調査を依頼しようとする者は、調査依頼書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査の作成)

第5条 市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定により当該職員に調査させたときは、調査調書(自動車)(第2号様式)又は調査調書(船舶)(第3号様式)を作成するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式)とする。

(関係機関との協議)

第7条 市長は、条例第12条の規定により勧告し、又は条例第14条の規定により措置を命じようとするときは、当該自動車又は船舶について、関係機関に、その処置方法に関する協議を行うものとする。
2 市長は、前項に規定する関係機関が警察又は海上保安機関である場合には、当該自動車又は船舶が放置されている場所を管轄する警察署長又は海上保安機関に、前項の規定による協議を行わなければならない。

(平7規則81・一部改正)

(所有者等への勧告)

第8条 条例第12条の規定による勧告は、撤去勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(土地所有者等への勧告)

第9条 条例第13条の規定による勧告は、放置防止措置勧告書(第6号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第10条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書(第7号様式)により行うものとする。

(平7規則81・一部改正)

第11条 削除

(平7規則81)

(廃物認定)

第12条 市長は、条例第15条第2項の規定による公告を行った日から起算して10日を経過したときは、同条第1項の規定による認定を行うことができる。

2 条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当し、かつ、走行するための機能の喪失の程度、放置の状況等を総合的に考慮して、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであると認められることとする。

(1) 自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。)又は車両番号標(同法第73条第1項に規定する車両番号標をいう。)が滅失し、又はこれらに記載された自動車登録番号若しくは車両番号の識別が困難であること。

(2) 打刻された車台番号(道路運送車両法第7条第1項第2号に規定する車台番号をいう。)の識別が困難であること。

(平16規則108・一部改正)

(委員長等)

第13条 条例第16条の規定による横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第15条 条例第19条に規定する専門委員は、当該調査し、及び審査する事項に関し専門的知識を有する者の中から市長が任命する。

2 前項の専門委員は、当該事項の調査及び審査が終わったときに解任されたものとする。

(部会)

第16条 条例第19条に規定する部会は、委員会の委員をもって組織する。

2 前項に規定する委員会の委員は、委員長が委員会に諮って定める。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選によって定める。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、資源循環局において処理する。

(平17規則70・一部改正)

(委員会の運営)

第18条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が関係局長と協議して定める。

(平17規則70・一部改正)

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年6月規則第81号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第89号) 抄

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に第31条の規定による改正前

の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則、第52条の規定による改正前の横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則、第72条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則及び第74条の規定による改正前の横浜市開発登録簿閲覧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月規則第48号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

5 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則

制 定 平成4年10月23日規則第103号
最近改正 平成17年4月1日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)第10条の規定に基づき、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長を置く。
2 会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 審議会に、小委員会を置くことができる。
2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
3 小委員会に、委員長を置き、委員長は、小委員会の委員の互選によって定める。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、資源循環局において処理する。
(平17規則70・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

6 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例

制 定 平成 7年9月25日条例第46号
最近改正 平成19年5月31日条例第37号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第7条の2）
- 第2章 投棄の禁止（第8条）
- 第3章 美化推進重点地区等（第9条—第11条）
- 第3章の2 喫煙禁止地区等（第11条の2・第11条の3）
- 第4章 自動販売機の設置届出等（第12条—第19条）
- 第5章 雜則（第20条—第25条）
- 第6章 罰則（第26条—第30条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共の場所における喫煙の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、清潔で安全な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

（平19条例37・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるもののをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供される場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持ちことをいう。

（平19条例37・一部改正）

（横浜市の責務）

第3条 横浜市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等の資源化の促進についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 横浜市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止について事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。

（平19条例37・一部改正）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により飲料を販売する者は、空き缶等の回収及び資源化について、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、連帶して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

3 市民等は、自動車を運転する場合は、当該自動車の車内に回収容器等を設けるよう努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（喫煙者の責務）

第6条 市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土

地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等が捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等への協力要請)

第7条の2 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策について、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者に対して、その旅客への啓発その他の協力を要請することができる。

(平19条例37・追加)

第2章 投棄の禁止

(投棄の禁止)

第8条 何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

第3章 美化推進重点地区等

(美化推進重点地区的指定)

第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(施策の重点実施)

第10条 市長は、美化推進重点地区において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(美化推進員)

第11条 市長は、美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員(以下「推進員」という。)を任命することができる。

2 推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章の2 喫煙禁止地区等

(平19条例37・追加)

(喫煙禁止地区的指定)

第11条の2 市長は、美化推進重点地区において、た

ばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(平19条例37・追加)

(喫煙の禁止)

第11条の3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

(平19条例37・追加)

第4章 自動販売機の設置届出等

(自動販売機の設置届出)

第12条 市長の指定する地区(以下「届出対象地区」という。)内において、自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理方法

(4) 回収された空き缶等の資源化等の方法

(5) 第18条第1項に規定する散乱防止責任者の氏名

(6) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出対象地区的指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 第1項の規定により市長が届出対象地区を指定した場合において、既に当該届出対象地区内において自動販売機により飲料を販売している者は、その指定の日から30日以内に、同項に規定する届出を行わなければならない。

(変更等の届出)

第13条 前条第1項又は第3項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項(同条第1項第1号及び第5号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第14条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。
- 2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第15条 市長は、第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をちょう付しておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

- 第16条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールのちょう付)

- 第17条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機（第15条第2項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）の規定により届出済証をちょう付している自動販売機を除く。）ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にちょう付しておかなければならない。

(散乱防止責任者の選任)

- 第18条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を選任しなければならない。
- 2 散乱防止責任者は、当該自動販売機に設置されている

回収容器を適正に管理し、及び当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

- 3 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第15条第1項若しくは第4項の規定による届出済証又は前条の規定による啓発シールに、第1項の規定により選任した散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

(空き缶等の資源化等計画書の提出)

- 第19条 市内において規則で定める台数以上の自動販売機により飲料を販売する者は、第16条第1項の規定により設置した回収容器に回収される空き缶等について、回収及び資源化の実績及び計画を、規則で定める計画書により、毎年1回、市長に報告しなければならない。

第5章 雜 則

(勧告)

- 第20条 市長は、第15条第2項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）、第16条第1項、第17条、第18条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

- 第21条 市長は、第16条第1項の規定に違反して前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

- 第22条 市長は、第20条の規定による勧告を受けた者（第16条第1項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徵収等)

- 第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止及び空き缶等の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

- 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のた

めに認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰 則

(罰則)

第 26 条 第 21 条の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第 27 条 第 12 条第 1 項若しくは第 3 項、第 13 条第 1 項若しくは第 2 項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第 14 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 28 条 第 8 条の規定に違反した者は、20,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 29 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 26 条又は第 27 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第 30 条 第 11 条の 3 の規定に違反した者は、2,000 円以下の過料に処する。

（平 19 条例 37・追加）

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月条例第 37 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 19 年 8 月規則第 86 号により同年 9 月 1 日から施行。ただし、目次の改正規定（「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める部分を除く。）、第 3 章の次に 1 章を加える改正規定及び第 29 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 21 日から施行）

7 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

制定 平成 19 年 8 月 3 日規則第 86 号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年 5 月横浜市条例第 37 号）は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める部分

を除く。）、第 3 章の次に 1 章を加える改正規定及び第 29 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則

制 定 平成 8 年 3 月 5 日規則第 7 号
最近改正 平成 29 年 6 月 5 日規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成 7 年 9 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 19 規則 87・一部改正）

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(美化推進員証)

第 3 条 条例第 11 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、美化推進員証（第 1 号様式）とする。

(喫煙禁止地区標識等の設置)

第 3 条の 2 市長は、条例第 11 条の 2 第 1 項の規定により喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内に喫煙禁止地区標識（第 1 号様式の 2）及び喫煙禁止地区路面標示（第 1 号様式の 3）を設置するものとする。

（平 29 規則 48・追加）

(届出を要しない自動販売機)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項に規定する規則で定める自動販売機は、次のとおりとする。

(1) 囲障により囲まれていてこと等により自由に立ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの

(2) 建築物の内部（地下街の公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。）に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの

(3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認められる場所に設置される自動販売機

(自動販売機設置届出書等)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出

は、自動販売機設置届出書(第2号様式)により行わなければならない。

2 条例第13条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

3 条例第14条第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(設置届出書記載事項)

第6条 条例第12条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
- (2) 自動販売機の型式及び製造番号
- (3) 回収容器の材質及び容積

(軽微な変更)

第7条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
- (4) その他市長が認める軽微な変更

(届出済証)

第8条 条例第15条第1項又は第4項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第18条第3項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載するほか、条例第12条第1項若しくは第3項、第13条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第14条第3項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。

(届出済証の亡失等の届出)

第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 条例第16条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理については、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。
- (3) 自動販売機から5メートル以内で空き缶等の投入に

支障のない位置に回収容器を設置すること。

(空き缶等の資源化等計画書)

第11条 条例第19条に規定する規則で定める台数は、第4条各号に掲げる場所に設置されるものを除き30台とする。

2 条例第19条に規定する計画書は、空き缶等の資源化等計画書(第6号様式)とする。

3 前項の空き缶等の資源化等計画書は、毎年5月31日までに提出しなければならない。

(勧告)

第12条 条例第20条の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(命令)

第13条 条例第21条の規定による命令は、命令書(第8号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第14条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第9号様式)とする。

(過料)

第15条 市長は、条例第30条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書(第10号様式)により告知し、弁明の機会を与えるものとする。

2 市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(第11号様式)を交付するものとする。

(平19規則87・追加)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平17規則70・一部改正、平19規則87・旧第15条繰下)

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成19年8月規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月21日から施行する。ただし、第1条の規定(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則第15条を第16条とし、第

14 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 9 号様式の次
に 2 様式を加える改正規定を除く。) 及び次項の規定は、
平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜
市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施
行規則の規定により作成されている様式書類は、なお當
分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 26 年 7 月規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

9 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例

制 定 平成 28 年 9 月 26 日条例第 45 号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 支援（第6条）
- 第3章 措置（第7条—第9条）
- 第4章 調査等（第10条—第12条）
- 第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（第13条—第17条）
- 第6章 雜則（第18条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防止するとともに、それを解消し、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物及びその敷地（これに隣接し、物の堆積又は放置（以下「物の堆積等」という。）が一体となってなされている私道その他の土地を含む。）をいう。
- (2) 不良な生活環境 物の堆積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態をいう。
- (3) 堆積者 物の堆積等をすることにより建築物等における不良な生活環境を生じさせている者（自然人に限る。）をいう。
- (4) 堆積物 建築物等における不良な生活環境の原因となっている当該物をいう。

2 この章及び第4章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援 次章の規定による支援その他の横浜市（以下「市」という。）又は地域住民、関係機関その他関係者（以下「地域住民等」という。）が講ずる建築物等における不良な生活環境の解消及び発生（再発を含む。以下同じ。）の防止を図るための対策（措置を除く。）をいう。
- (2) 措置 第3章の規定による建築物等における不良な生活環境の解消を図るための対策をいう。

（基本方針）

第3条 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

- (1) 建築物等における不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 建築物等における不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者（第6条第1項及び第2項において「当事者」という。）に寄り添った支援を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して、建築物等における不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 建築物等における不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に努めるとともに、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等において不良な生活環境を生じさせないように努めなければならない。

第2章 支援

第6条 市長は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るため、自ら当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合においても、必要な対応がなされるよう、支

援を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自ら相談を受けた場合又は建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るために必要があると認める場合は、当該建築物等における物の堆積等の状態を可能な限り把握した上で、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。この場合において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の法令（条例等を含む。）の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援で、当事者が抱える地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に資するものがあると認めるときは、当該支援とこの項前段の支援とを一体的に行うものとする。
- 3 市長は、前項前段の支援に係る建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあるものに限る。）を堆積者が自ら解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）をいう。第 5 項において同じ。）に該当するものの排出の支援を行うことができる。
- 4 市長は、前項の支援を行おうとする場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。
- 5 市長は、第 3 項の規定により排出された一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。この場合において、当該一般廃棄物は、市長が指定する市の施設に搬入された一般廃棄物とみなして、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号）第 44 条、第 45 条及び別表第 1 の規定を適用する。
- 6 市長は、前 3 項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合は、再び建築物等における不良な生活環境が生じないようにするために、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行うものとする。

第 3 章 措置

（指導及び勧告）

第 7 条 市長は、前条の支援によって建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるものに限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）を解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境を生じさせている堆積者（堆積者を確知することができない場合は、当該建築物等の所有者。次項、次条第 1 項及び第 12 条第 1 項において同じ。）に対し、書面により必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合は、当該堆積者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分その他の当該不良な生活環境を解消するための措置（以下「解消措置」という。）を行うよう、書面により勧告することができる。

（命令）

第 8 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合であって、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ、第 13 条第 1 項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

（代執行）

第 9 条 前条第 1 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて同項の期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により、市長は、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、その費用について当該命令を受けた者から徴収することができる。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による代執行をしようとする場合について準用する。
- 3 第 6 条第 6 項の規定は、前 2 項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合について準用する。

第4章 調査等

(調査及び報告)

第10条 市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の所有者その他関係者に対して報告を求めることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果、建築物等における不良な生活環境の解消を図るために必要があると認める場合は、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができる。

(調査結果等の提供等)

第11条 市長は、市と民生委員及び規則で定める関係機関とが協力して支援を行うに当たって必要があると認める場合は、それらの者に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、前条の調査又は報告の結果を提供することができる。

2 前項の規定による調査若しくは報告の結果の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該支援の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(立入調査等)

第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

(横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会)

第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮間に応じて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答

申する。

(1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関する事。

(2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事。

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長への委任)

第17条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雜 則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

10 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則

制定 平成 28 年 11 月 25 日規則第 103 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める関係機関)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会及び同条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定により、横浜市から同条第 1 項の事業及び業務の実施の委託を受けた者
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）第 1 条第 1 項に規定する地域ケアプラザの指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。次号において同じ。）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月横浜市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する精神障害者生活支援センターの指定管理者
- (5) その他前各号に準じて支援（条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する支援をいう。）を実施することのできる者として市長が認める関係機関

(身分証明書)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長及び資源循環局長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。